

住宅の熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税減額のお知らせ

■ 概要

地球温暖化防止に向けて家庭部門での二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存住宅において下記内容の改修工事を行った場合、固定資産税に対する減額措置を受けることができます。

■ 減額内容

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、120㎡を限度として、当該住宅に係る固定資産税の税額の3分の1を減額。

■ 対象家屋(以下の要件をすべて満たすこと)

平成20年1月1日以前から所在する住宅。(賃貸住宅を除く)

平成20年4月1日から令和2年3月31日までの間に改修工事が完了したもの。

改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であるもの。

居住用部分の床面積が2分の1以上あること。

■ 改修工事費及び改修工事内容

省エネ改修工事に要した費用の合計額(補助金などを除いた金額)が50万円以上であること。

対象となる工事の要件

(1) 次の①の工事、又は①と合わせて行う②から④の工事であること。

- ① 窓の断熱性を高める改修工事(必須工事)
- ② 天井等の断熱性を高める改修工事
- ③ 壁の断熱性を高める改修工事
- ④ 床等の断熱性を高める改修工事

■ 必要書類(申告書以外は全て写しで可)

- 熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税減額に係る申告書
- 納税義務者の住民票(自己所有物であり、貸家住宅でないことの確認)
- 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する熱損失防止改修工事証明書
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認できるもの)
- 当該改修工事が行われた箇所の改修前・後を撮影した写真
- 改修工事費用(50万円以上)を支払ったことを確認できる領収証

■ 申告手続き

この減額措置を受けるためには申告が必要です。

改修工事完了後3ヶ月以内に上記必要書類を市税課資産税係へ提出してください。